

令和５年度 富加町 保育施設等利用のしおり

富加町教育委員会 こども課　こども係

〒501-3392

加茂郡富加町滝田１５１１　　　ＴＥＬ　（0574） 54－2121

役場２階こども課　　受付時間　平日8：30～17：15

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| クラス | 生年月日 | 小学校就学前の末日 |
| ０歳児 | 令和 4年（2022年）4月2日～ | 令和11年3月31日 |
| １歳児 | 令和 3年（2021年）4月2日～令和 4年（2021年）4月1日 | 令和10年3月31日 |
| ２歳児 | 平成2年（2020年）4月2日～令和 3 年（2020年）4月1日 | 令和9年3月31日 |
| ３歳児 | 平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2019年）4月1日 | 令和8年3月31日 |
| ４歳児 | 平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2018年）4月1日 | 令和7年3月31日 |
| ５歳児 | 平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2017年）4月1日 | 令和6年3月31日 |

**◆教育・保育施設とは**

教育・保育施設とは、小学校就学前の子どもが幼児教育や保育を受けられる施設です。子どもの年齢や保護者の就労状況など（保育必要性があるか）によって利用できる施設が異なります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設・事業区分 | 対象年齢 | 内容 |
| 認定こども園 | ０～５歳 | 幼稚園と保育所の機能・特徴を合わせ持つ施設。  ★０歳児から利用可能（就労などで保育を必要とする場合）  ★３歳以上児は就労していなくても利用可能 |
| 幼稚園 | ３～５歳 | 小学校以降の教育の基礎を作るため幼児教育を行う施設。 |
| 保育所 | ０～５歳 | 就労などの理由で家庭での保育ができない保護者に代わって子どもを保育する施設。 |
| 地域型保育 | ０～２歳 | 保育所より少人数の単位（２０人未満）で保育する事業。  小規模保育（定員６～１９人）、家庭的保育（定員１～５人）、事業所内保育（会社等で従業員及び地域の子どもを保育）、居宅訪問型保育の４つがある。 |

1. **町内の教育・保育施設**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 対象年齢 | 利用できる時間 | 住所・連絡先 |
| とみかこども園 | 生後６か月～  小学校就学前 | 月～金曜日 7：30～18：30  土曜日　　 8：00～16：00 | 加茂郡富加町夕田  １９１番地  ℡(0574）54-3034 |
| りんご保育園とみか | 生後５７日～  上記2歳児クラス | 月～金曜日 7：30～18：30  土曜日　　 8：30～17：30  （土曜日はりんご保育園いまわたりでお預かり） | 加茂郡富加町加治田３５０番地  ℡(0574)54-3025 |

**２.教育・保育施設を利用するには**

　教育・保育施設を利用するには、認定申請を行い、利用のための認定（支給認定）を受けることが必要です。認定内容（保育必要理由の有無）によって、利用できる時間（保育必要量）が異なります。

３号認定　　満３歳未満で就労などの理由で保育を必要とする場合

○保育短時間・標準時間

２号認定　　満３歳以上で就労などの理由で保育を必要とする場合

○保育短時間・標準時間

１号認定　　満３歳以上で保育の必要がなく、教育を希望する場合

○教育標準時間



途中で

変更可能





* **認定ごとに利用できる時間（保育必要量）**

○教育標準時間（最長6時間(9:00-15:00)）…保育を必要としない場合

○保育短時間　（最長8時間(8:00-16:00)）…父母のどちらかがパートタイムで働く場合を想定

○保育標準時間（最長11時間(7:30-18:30)）…父母両方がフルタイムで働く場合を想定

・上記時間を超えて施設を利用する場合は、延長保育となります（別途費用が発生）。

・認定に当たっては、就労時間数だけでなく時間帯等も考慮して認定を行います。

* **保育を必要とする場合**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育必要理由 | | 保育必要量 | | 認定期間  ※就学前までの期間と比較していずれか短い方 | 保育必要理由を  証する書類 |
| 保育  短時間 | 保育  標準時間 |
| ①月48時間以上の労働  （家事以外） | 月120時間未満 | ○ |  |  | 就労証明書（※自営業・農業・内職等の場合は就労状況申告書及び収入等の書類） |
| 月120時間以上 |  | ○ |
| ②妊娠中または出産後間がない場合。 | | 希望可 | ○ | 産前６週の属する月の初日から産後８週の翌日が属する月の末日まで | 母子健康手帳の写し（氏名・交付日・分娩予定日の欄） |
| ③疾病・負傷・心身の障がい | | ○ | ○ |  | 診断書や障害者手帳、介護保険証等の写し |
| ④同居親族（長期入院の場合を含む）の介護 | | ○ | ○ |  |
| ⑤災害復旧に従事 | | 希望可 | ○ |  | り災証明書 |
| ⑥求職活動・起業準備 | | ○ | ― | ９０日を経過する日の属する月の末日まで | ハローワーク登録証の写しまたは求職活動状況申立書 |
| ⑦月48時間以上の就学  ・職業訓練 | 月120時間未満 | ○ |  | 卒業・修了予定日が属する月の末日まで | 学生証または在学証明書、カリキュラム等の写し |
| 月120時間以上 |  | ○ |
| ⑧虐待・ＤＶのおそれがある | | 希望可 | ○ |  | ※教育委員会にご相談ください。 |
| ⑨育児休業取得時に、既に施設を利用している児童がおり、継続利用を必要とする場合。 | | ○ | ― | 育児休業に係る子どもが満1歳に達する月の末日まで | 育児休業期間等の状況が記載された通知等 |

※本人もしくは親族等が就労証明書を作成する場合や、自宅又は親族宅内での自営業、内職など、家事労働との区別が外から判別できない就労形態の場合は、事業主による証明のほか、就労者本人による申告書と収入や就労実態の分かる書類の添付が必要です。

* **利用手続きの流れ**

●申請ができる方は、町に住民登録がある方です。

●【町外にお住まいの方】

町外に住民登録されていても、入所までに町に転入する場合は、申込みを受け付けます。転入予定であることが分かる書類（土地売買や住宅工事の契約書等、住所が分かるもの）の写しが必要です。

●【広域入所】

居住地外の施設を利用するには、利用条件（里帰り出産や職場付近であるなど）があります。また、居住市町村と施設所在市町村との調整のうえ受入れ可否を決定するため、時間を要する場合があります。

●【支援が必要なとき】

お子さんに障がいや重い食物アレルギーがあるなど、支援が必要な場合は、事前にご相談ください。

**１．認定申請・利用申込**

▼支給認定申請書、就労証明書等

**２．支給認定**

▽支給認定証

**３．利用調整・選考**

▽内定通知書（新年度の場合のみ）

**４．利用契約・利用料の通知**

▽利用契約決定通知書

利用調整の結果、希望施設の利用ができない場合

・一時保育やファミリーサポートセンター、企業主導型保育等の利用

・育児休業給付の支給対象期間を延長

（申請により、延長手続きに必要な「施設利用保留通知書」を発行します。）

などの方法が考えられます。

**５．入園・利用開始**

途中入所や、町外の施設を利用する場合は、入所の前に、施設にお問い合わせのうえ、施設見学や用品等の購入をしてください。

* **次年度入所の場合のスケジュール**

＊４月入所の場合 及び ５～６月に育児休業からの復職もしくは妊娠・出産により入所する場合

９月　　　入所説明会

～１２月　申請・申込受付（一次）⇒空きが有る場合は、その後も随時申込みを受け付けます。

１月　　　支給認定証・内定通知書の交付

　　　　　※申込みが集中し事務に時間を要するため１月末頃に通知します。

２月　　　とみかこども園 半日入園（健康診断・保育用品の購入など）

３月　　　利用契約決定通知書の交付

* **途中入所の場合のスケジュール**

入所する月の２か月前（育児休業からの復職もしくは妊娠・出産の場合は３か月前）から申請を受け付けます。入所希望月の前月２０日までに教育委員会事務局へ申請してください。

* その他手続きが必要なとき

**○支給認定現況届 ＋ 保育必要理由を証する書類　【年１回、６月頃】**

**保育認定（２号・３号）を受けた方は、支給認定の内容に変更がないか確認を受けます。**

○支給認定変更申請書 ＋ 保育必要理由を証する書類（保育認定の場合）　【変更月の前月２０日まで】

認定区分や保育必要理由、保育必要量（利用時間）に変更があるとき

変更後の内容は、申請の翌月から適用されます。

○施設退所届　【退所月の１０日まで】

利用が必要なくなったとき、転出するとき（継続利用の場合も、退所届及び転入先での申請が必要）

**３.利用料について**

●３歳以上児の保育料が無償化になりました。（満３歳到達後の４月（年少クラス）から就学前までの３年間。幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満３歳から就学前までの期間）

●住民税非課税世帯の３歳未満児の保育料が無償化。

○課税世帯の３歳未満児の場合は、市町村民税課税額に応じて保育料がかかり、無償化の対象外ですが、保育所等を利用する子どもが複数いる場合、最年長の子どもを第１子として、第２子は半額、第３子以降は無料となります。なお、年収360万円未満相当世帯については、第１子の年齢は問いません。

○保育料は、子どもの父母の市町村民税課税額（父母が非課税の場合や、父母以外の者が子どもを扶養している場合は、父母以外の世帯員の市町村民税課税額）を合算した額を基に算定します。４月から８月までの保育料は前年度、９月から３月までの保育料は現年度の市町村民税に基づき算定し、９月に保育料を変更します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  |  |  |  | 前々年の所得  令和３年中＝令和４年度住民税 |  |  |  |  | 前年の所得  令和４年中＝令和５年度住民税 |  |  |

＊保育料算定の対象となる市町村民税には、配当控除や外国税額控除、住宅借入金等特別控除などの税額控除は適用されません。

＊保育料の決定後に税申告を行い、市町村民税が変更になった場合は、変更後の市町村民税で再度保育料の算定をしますので、速やかに教育委員会事務局へご連絡ください。

○ひとり親世帯や、障がい者のいる世帯、生活保護世帯の場合は、利用者負担の軽減措置があります。

＊世帯状況が分かる書類（ひとり親世帯の場合は、児童扶養手当証書の写しや戸籍謄本、障がい者のいる世帯の場合は、障害者手帳や特別児童扶養手当証等の写し等）の提出が必要になります。

●無償化の対象となる場合について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用施設・事業 | 無償化の内容 | 無償化される条件 | 手続き |
| 保育所、認定こども園、  幼稚園（子ども・子育て支援新制度移行園）、地域型保育 | 無償 | ― | ◇町に認定申請をして支給認定を受けます。 |
| 幼稚園（新制度未移行園）、特別支援学校幼稚部 | 月額25,700円まで無償 | ― | ◆町に認定申請をして「施設等利用給付」の支給認定を受けます。 |
| 幼稚園の預かり保育 | 月額11,300円まで無償  （450円×利用日数） | 保育の必要性がある場合 |
| 認可外保育施設、一時保育、ファミリーサポート、病児・病後児保育 | 月額37,000円まで無償 | 保育の必要性があるが保育所等が利用できない場合 |
| 就学前の児童発達支援 | 無償 | ― | ― |

○保育料以外の費用は無償化の対象外です。給食費や行事費、通園送迎費、延長保育料、制服代、学用品代等はこれまでどおり保護者の負担となります（施設が料金を定め徴収します）。

○給食費は無償化の対象外ですが、そのうち副食費（おかず・おやつ代）については、年収360万円未満相当世帯の場合や、第３子以降の子どもの場合に免除されます。

○保育料や給食費は月額です。欠席した日があっても、在籍した１か月分の料金がかかります。ただし、月途中で入所もしくは退所をした場合は、日割り計算を行います。

○町では、毎月末（月末が休日に当たる場合は次の平日。１２月は２５日。２５日が休日に当たる場合は次の平日。）に保育料等の口座振替をします。（とみかこども園の場合。りんご保育園とみかや幼稚園等の場合は事業者に支払います。）